

## 育児に関わる病院の行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 9月 1日～ 2023年 8月31日までの 1年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

### <対策>

- 2022年10月～ 院内メールによる職員への周知

目標2：2022年5月までに、子の看護休暇制度を拡充する（育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得できる制度など）。

### <対策>

- 2023年 1月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 2023年 4月～ 制度の導入、院内メールによる職員への周知